

# 平成22年度県税及び地方譲与税予算明細書

(単位 千円 印は減を示す)

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
県 税	178,181,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">81,000</span>	2,319,000	180,500,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">81,000</span>		
県 民 税	68,993,000	1,318,000	70,311,000		
個 人	60,312,000	1,297,000	61,609,000	現年課税分 均等割 納税義務者数 1,033,000人 所得割 課税所得金額 1,511,525,000千円 配当割 課税標準額 20,933,000千円 株式等譲渡所得割 課税標準額 7,300,000千円	1,000円  4/100  5/100 (H23.12.31までの間は3/100)  5/100 (H23.12.31までの間は3/100)
法 人	(600,000) 6,481,000	21,000	(600,000) 6,502,000	現年課税分 均等割 法人数                    41,900法人  法人税割 課税標準額 91,399,000千円	{ 下記以外の法人等 20,000円 資本金等の額が1千万円超1億円 以下                    50,000円 資本金等の額が1億円超10億円 以下                    130,000円 資本金等の額が10億円超50億円 以下                    540,000円 資本金等の額が50億円超 800,000円 }  { 標準税率 5/100 資本金等の額が1億円超・法人税額 年1,000万円超の法人 5.8/100 }
利 子 割	2,200,000	-	2,200,000	現年課税分 課税標準額 44,000,000千円	5/100
事 業 税	22,276,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">24,000</span>	122,000	22,398,000 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">24,000</span>		
個 人	2,295,000	95,000	2,390,000	現年課税分 納税義務者数            18,000人 課税所得金額 47,929,000千円	第一種事業 5/100 第二種事業 4/100 第三種事業 医業等 5/100 あんま等の業 3/100

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
法 人	19,981,000 24,000	27,000	20,008,000 24,000	現年課税分 課税標準額 所得金額 322,720,000千円 付加価値額 854,167,000千円 資本金等の額 864,000,000千円 収入金額 421,615,000千円  税制改正 法人税の改正（外国子会社 合算税制等の見直し等）の 影響	所得課税法人 普通法人等 400万円以下 5.0/100 (2.7/100) 400万円超800万円以下 7.3/100 (4.0/100) 800万円超 9.6/100 (5.3/100) 特別法人 400万円以下 5.0/100 (2.7/100) 400万円超 6.6/100 (3.6/100) 上記以外の資本金又は出資金1億円超 の普通法人 所得割 400万円以下 3.8/100 (1.5/100) 400万円超800万円以下 5.5/100 (2.2/100) 800万円超 7.2/100 (2.9/100) 付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100 収入金課税法人 1.3/100 (0.7/100) 括弧書きの税率は、H20.10.1 以後に開始する事業年度から適用
地方消費税	25,002,000 3,000	-	25,002,000 3,000		
譲渡割	24,747,000 3,000	-	24,747,000 3,000	課税標準額 98,988,000千円  税制改正 消費税の改正（仕入控除税 額の調整措置に係る適用の 適正化等）の影響	25/100
貨物割	255,000	-	255,000	課税標準額 1,020,000千円	
不動産取得税	4,186,000 2,000	88,000	4,274,000 2,000	現年課税分 課税標準額 125,742,000千円  税制改正 課税標準の特例措置の見直 し等	住宅用土地、家屋 3/100 住宅以外の土地 3/100 " 家屋 4/100

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
県たばこ税	3,484,000 111,000	-	3,484,000 111,000	売渡し本数 旧3級品以外 2,843,000千本 旧3級品 32,000千本  税制改正 税率の引上げ (H22.10.1~)	旧3級品以外の製造たばこ 1,074円/1,000本 旧3級品の製造たばこ 511円/1,000本  旧3級品以外の製造たばこ 1,504円/1,000本 旧3級品の製造たばこ 716円/1,000本 手持品課税の実施
ゴルフ場利用税	2,134,000	1,000	2,135,000	ゴルフ場 91施設	1人1日 350円-1,100円
自動車取得税	4,171,000 11,000	-	4,171,000 11,000	現年課税分 課税台数 94,900台  税制改正 環境性能に優れた中量車の 特例対象への追加	軽自動車 3/100 その他の自動車 営業用 3/100 自家用 5/100
軽油引取税	14,186,000	241,000	14,427,000	現年課税分 課税標準量 453,700kl	1kl当たり 32,100円
自動車税	33,657,000	411,000	34,068,000	現年課税分 課税台数 定期 982,800台 随時 18,600台	乗用車7,500円-111,000円 トラック6,500円-40,500円 最大積載量8トンを超える1トンま でごとに3,800円-6,300 円を加算 バス 12,000円-83,000円 三輪車 3,900円-6,000円 特種用途車 キャンピング車を除く自動車 4,500円-41,000円 キャンピング車 23,600円-88,800円
鉱 区 税	26,000	900	26,900	現年課税分 鉱区面積 87,000百アール 鉱区延長 40km	試掘鉱区 100アール当たり200円 採掘鉱区 100アール当たり400円 砂鉱区 河床1km当たり 600円 河床でないもの100アール当たり 200円 天然ガス 試掘鉱区 100アール当たり (200円×2/3)円 採掘鉱区 100アール当たり (400円×2/3)円

税 目	現年課税分	滞納繰越分	計	課 税 標 準 等	税 率
狩 猟 税	44,000	-	44,000	現年課税分 登録者数 4,000人	第一種銃猟 均等割のみの者 11,000円 上記以外の者 16,500円 網猟、わな猟 均等割のみの者 5,500円 上記以外の者 8,200円 第二種銃猟 5,500円
乗鞍環境保全税	22,000	-	22,000	現年課税分 課税対象台数 11,600台	乗車定員30人以上のバス 一般乗合用バス以外 3,000円 一般乗合用バス 2,000円 乗車定員11人以上29人以下のバス 1,500円 乗車定員10人以下(普通乗用車等) 300円
旧法による税	-	137,100	137,100		
特別地方消費税	-	100	100		
軽油引取税	-	137,000	137,000		
地方譲与税	25,088,000	-	25,088,000		
地方法人特別 譲 与 税	21,183,000	-	21,183,000	現年課税分 国の予算額 1,293,600,000千円	譲与基準 人口及び従業者数
地方揮発油譲与税	3,673,000	-	3,673,000	現年課税分 国の予算額 277,700,000千円	譲与基準 一般国道及び県道の延長及び面積
石油ガス譲与税	232,000	-	232,000	現年課税分 国の予算額 12,300,000千円	譲与基準 一般国道及び県道の延長及び面積

(注) 1 「法人県民税」欄( )の数値は、超過課税分の内書きである。

2 表中  内は、地方税法等の改正見込みに伴う増減( )収見込額の内書き、改正事項及び改正税率である。